

### 反社会的勢力への対応(基本方針の制定等)

政府設置の犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成 19 年 6 月 19 日)、東京都暴力団排除条例(平成 23 年 10 月 1 日施行)等を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断について以下のとおり各対応を図ることにより、JPNIC の運営の健全性、適切性を確保する。

1. 反社会的勢力への対応の基本方針の制定と総会での報告および web による公開  
各種法令等の遵守及び JPNIC の社会的責任を果たすことを示すため、反社会的勢力に対する基本方針を別紙 1 の通り制定し(理事会にて決議)、次回総会で報告を行い、その後 web にて公開する。
2. 法人内体制の整備
  - (1) 役職員からの反社会的勢力と一切関係をもたないことを明記した誓約書の提出を受ける
  - (2) 不当要求防止責任者を置き、関係機関及び顧問弁護士等との密接な連携により、速やかに対処できる体制を構築する
3. 契約書及び取引約款における反社会的勢力の関係排除条項の明記  
各種対外的な契約書及び取引約款に反社会的勢力の関係排除条項を明記することにより、反社会的勢力をすべての取引から排除可能な環境を確立する。  
なお IP アドレス事業に関する諸契約については、理事会決議を要する規則等の改正は行わず、担当常務理事決裁による文書(確約書等)の提出を指定事業者へ求める対応とする。

以 上

### 反社会的勢力への対応の基本方針

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（いわゆる反社会的勢力）による、社会の秩序や安全への脅威を排除し、また健全な社会・経済の発展の阻害を防止するために、次の基本方針を表明する。

○反社会的勢力とは、一切関係を持ちません。

○反社会的勢力の不当な要求に対しては、組織全体として断固として拒絶し、民事・刑事の両面から法的対応を行い、役職員の安全を確保します。

○以上の対応のために、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。